

君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業  
に係る生活環境影響調査書

新井総合施設株式会社

## 計画変更による生活環境影響調査項目に対する再評価について

### 1. 計画変更の内容と該当する生活環境影響調査項目に対する再評価

#### 1-1. 計画変更の内容

計画変更の内容を以下に示す。

- ①第Ⅲ-1 埋立地貯留堰堤の位置変更による対象事業の規模の変更  
(埋立面積及び埋立容量の減少)

※第2章 2-4 頁 2-3 対象事業の内容 参照

- ②第Ⅲ-1 埋立地貯留堰堤基礎地盤の地盤改良(セメント改良)によってせき止められる崖錐堆積層内の地下水排水のための暗渠排水管設置

※産業廃棄物処理施設設置変更許可申請書(最終処分場) 1/6 1. 産業廃棄物処理施設変更許可申請書 別紙2: 産業廃棄物処理施設の位置、構造物等の設置に関する計画 事業概要書 添付資料I 参照

- ③モニタリング井戸の位置変更及び井戸本数の追加

※第2章 2-52 頁 c. 観測用井戸及びモニタリング井戸の諸元 参照

なお、上記③については、再評価には影響しない。

#### 1-2. 生活環境影響調査項目に対する再評価

##### 1-2.1 大気環境

###### 1-2.1.1 大気質

###### ①粉じん

埋立作業に変更はないため、評価に変更なし

###### ②二酸化窒素( $\text{NO}_2$ )

廃棄物搬入車両の走行に変更はないため、評価に変更なし

###### ③浮遊粒子状物質(SPM)

廃棄物搬入車両の走行に変更はないため、評価に変更なし

###### 1-2.1.2 騒音

###### ①騒音レベル

・埋立面積及び埋立容量に変更はあるが、浸出水処理施設の稼働に変更はなく、評価に影響なし

・埋立作業に変更なし

・廃棄物搬入車両の走行に変更なし

以上より、評価に変更なし

###### 1-2.1.3 振動

###### ①振動レベル

- ・埋立面積及び埋立容量に変更はあるが、浸出水処理施設の稼働に変更はなく、評価に影響なし
  - ・埋立作業に変更なし
  - ・廃棄物搬入車両の走行に変更なし
- 以上より、評価に変更なし

#### 1-2.1-4 悪臭

##### ①特定悪臭物質濃度または臭気指数（臭気濃度）

- ・埋立面積及び埋立容量に変更はあるが、評価に変更なし

### 1-2.2 水環境

#### 1-2.2-1 水質

##### ①生物化学的酸素要求量（BOD）

浸出水処理水の排水計画に変更はないため、評価に変更なし

##### ②化学的酸素要求量（COD）

浸出水処理水の排水計画に変更はないため、評価に変更なし

##### ③全りん（T-P）、全窒素（T-N）

浸出水処理水の排水計画に変更はないため、評価に変更なし

##### ④ダイオキシン類

浸出水処理水の排水計画に変更はないため、評価に変更なし

##### ⑤浮遊物質（SS）

浸出水処理水の排水計画に変更はないため、評価に変更なし

##### ⑥その他必要な項目（環境基準の健康項目）

浸出水処理水の排水計画に変更はないため、評価に変更なし

#### 1 2.2-2 地下水

##### ①地下水の流れ

第Ⅲ-1埋立地貯留堰堤基礎地盤の地盤改良（セメント改良）による崖錐堆積層の地下水せき止めがあるが、せき止められる地下水が本流の流れとは別の局所的な流れであること、またせき止められる地下水は暗渠排水管を設置して排水することから評価に変更なし

2. (参考) 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

表-1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

管理型：○ 安定型：◎ 遮断型：●

調査事項	生活環境影響調査項目	施設からの浸透水の流出、または浸出液処理設備からの処理水の放流		最終処分場の存在		施設（浸出液処理設備）の稼働	埋立作業	施設（埋立地）からの悪臭の発生	廃棄物運搬車両の走行
		陸上埋立	水面埋立	陸上埋立	水面埋立 <sup>注1)</sup>				
大気環境	粉じん						○◎		
	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )								○◎●
	浮遊粒子状物質 (SPM)								○◎●
	騒音レベル					○	○◎●		○◎●
	振動レベル					○	○◎●		○◎●
悪臭	特定悪臭物質濃度 または臭気指数（臭気濃度）							○●	
	水質								
水環境	生物化学的酸素要求量 (BOD)	○◎							
	化学的酸素要求量 (COD)	○◎	○		○				
	全りん (T-P)	○	○		○				
	全窒素 (T-N)	○	○		○				
	ダイオキシン類	○	○						
	浮遊物質 (SS)	○◎	○						
	その他必要な項目 <sup>注5)</sup>	○	○						
地下水	地下水の流れ			○◎	●				

注1) 水面埋立の処分場においては、処分場の存在そのものが潮流の変化に影響を及ぼす恐れがある場合であって、その影響を考慮する時には、化学的酸素要求量 (COD)、全りん (T-P) 及び全窒素 (T-N) を調査項目として取り上げる。

注2) 安定型最終処分場については、浸透水が表流水系に放流される場合に限る。

注3) 化学的酸素要求量 (COD) を含む浸出液処理水を、後述する調査対象地域の水域に放流する場合、又は COD を含む浸透水が後述する調査対象地域の水域に放流される場合には、COD を調査項目として取り上げる。

注4) 全りん (T-P) 及び全窒素 (T-N) を含む浸出液処理水を、後述する調査対象地域の水域に放流し、かつ当該水域に環境基準もしくは排水規制が実施されている場合には、全りん (T-P) 及び全窒素 (T-N) を調査項目として取り上げる。

注5) その他必要な項目とは、処理される廃棄物の種類、性状及び立地特性を考慮して、影響が予測される項目である。水道水質基準項目及び環境基準の健康項目があげられる。

出典：「廃棄物処理施設 生活環境影響調査指針（平成 18 年 9 月）  
環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部」より抜粋、一部加工

## 目 次

計画変更による生活環境影響調査項目に対する再評価について	0-1
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1-1
1-1 事業者の名称	1-1
1-2 代表者の氏名	1-1
1-3 主たる事務所の所在地	1-1
第2章 対象事業の名称、目的及び内容	2-1
2-1 対象事業の名称	2-1
2-2 対象事業の目的	2-1
1. 事業の目的	2-1
2. 事業実施に当たっての環境配慮方針	2-1
3. 事業の経緯	2-3
2-3 対象事業の内容	2-4
1. 対象事業の種類の詳細	2-4
2. 対象事業実施区域の位置	2-4
3. 対象事業の規模	2-4
4. その他対象事業の内容に関する事項	2-6
(1) 事業計画概要	2-6
(2) 土地利用計画	2-7
(3) 埋立計画	2-14
(4) 施設計画	2-25
(5) 水利用計画	2-46
(6) 緑化計画	2-47
(7) 環境保全計画	2-48
(8) 工事計画	2-54
(9) 第Ⅱ、第Ⅲ埋立地における改善策	2-56
5. 対象事業と密接に関連し一体的に行われる事業	2-64
6. 対象事業の内容で、その変更により環境影響が変化するもの	2-64
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	3-1
3-1 自然的状況	3-1
1. 気象の状況	3-1
2. 大気質の状況	3-6
3. 水象の状況	3-13
4. 水質の状況	3-13
5. 水底の底質の状況	3-44
6. 騒音の状況	3-46
7. 振動の状況	3-52

8. 悪臭の状況	3-55
9. 地形及び地質等の状況	3-61
10. 地盤の状況	3-65
11. 土壌の状況	3-65
12. 植物の生育及び植生の状況	3-66
13. 動物の生息の状況	3-71
14. 生態系の状況	3-81
15. 景観の状況	3-81
16. 人と自然との触れ合いの活動の状況	3-83
3-2 社会的状況	3-85
1. 人口の状況	3-85
2. 産業の状況	3-86
3. 土地利用の状況	3-89
4. 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	3-92
5. 交通の状況	3-95
6. 環境保全についての配慮が必要な施設及び住宅の分布状況	3-100
7. 下水道の整備状況	3-103
8. 環境保全関係法令による指定及び規制等の状況	3-104
9. その他の事項	3-138
(1) 資源の利用の状況	3-138
(2) 廃棄物処理の状況	3-139
(3) その他	3-139
第7章 対象事業に係る環境影響評価の項目	7-1
7-1 活動要素の選定	7-1
7-2 環境影響評価の項目の選定	7-2
第8章 調査・予測・評価の手法及び結果	8-1-1
8-1 大気質	8-1-1
1. 施工時	8-1-1
(1) 調査	8-1-1
(2) 予測	8-1-17
(3) 環境保全措置	8-1-33
(4) 評価	8-1-34
2. 供用時	8-1-37
(1) 調査	8-1-37
(2) 予測	8-1-38
(3) 環境保全措置	8-1-46
(4) 評価	8-1-46
8-2 水質	8-2-1
1. 施工時	8-2-1

(1) 調査 .....	8-2-1
(2) 予測 .....	8-2-11
(3) 環境保全措置 .....	8-2-23
(4) 評価 .....	8-2-23
2. 供用時 .....	8-2-25
(1) 調査 .....	8-2-25
(2) 予測 .....	8-2-48
(3) 環境保全措置 .....	8-2-54
(4) 評価 .....	8-2-55
8-3 水底の底質 .....	8-3-1
1. 供用時 .....	8-3-1
(1) 調査 .....	8-3-1
(2) 予測 .....	8-3-7
(3) 環境保全措置 .....	8-3-9
(4) 評価 .....	8-3-10
8-4 水文環境 .....	8-4-1
1. 施工時及び供用時 .....	8-4-1
(1) 調査 .....	8-4-1
(2) 予測 .....	8-4-45
(3) 環境保全措置 .....	8-4-49
(4) 評価 .....	8-4-50
8-5 騒音 .....	8-5-1
1. 施工時 .....	8-5-1
(1) 調査 .....	8-5-1
(2) 予測 .....	8-5-15
(3) 環境保全措置 .....	8-5-26
(4) 評価 .....	8-5-27
2. 供用時 .....	8-5-31
(1) 調査 .....	8-5-31
(2) 予測 .....	8-5-33
(3) 環境保全措置 .....	8-5-40
(4) 評価 .....	8-5-40
8-6 振動 .....	8-6-1
1. 施工時 .....	8-6-1
(1) 調査 .....	8-6-1
(2) 予測 .....	8-6-8
(3) 環境保全措置 .....	8-6-12
(4) 評価 .....	8-6-12
2. 供用時 .....	8-6-15
(1) 調査 .....	8-6-15
(2) 予測 .....	8-6-16

(3) 環境保全措置	8-6-18
(4) 評価	8-6-19
8-7 悪臭	8-7-1
1. 供用時	8-7-1
(1) 調査	8-7-1
(2) 予測	8-7-19
(3) 環境保全措置	8-7-29
(4) 評価	8-7-30
8-8 地形及び地質等	8-8-1
1. 施工時及び供用時	8-8-1
(1) 調査	8-8-1
(2) 予測	8-8-31
(3) 環境保全措置	8-8-43
(4) 評価	8-8-43
第9章 環境の保全のための措置	9-1
第10章 監視計画	10-1
10-1 事後調査を行うこととした理由	10-1
10-2 事後調査の項目及び方法	10-3
10-3 環境影響の程度が大きいことが明らかとなった場合の対応の方針	10-10
10-4 事後調査の結果の公表の方法	10-10
第11章 総合評価	11-1
参考文献	参-1
資料編	
1. 事業計画	
(1) 計画排水水質の設定の考え方	資1-1
(2) 怒田橋での灌漑期における農業用水としての 河川水質保全マニュアル策定の考え方	資1-23
2. 大気質	
(1) 施工時における資材等運搬車両等の交通量	資2-1
(2) 供用時における廃棄物搬入車両の交通量	資2-4
(3) 気象（風向・風速）の異常年検定	資2-7
3. 水質	
(1) 降雨時の浮遊物質質量測定結果	資3-1
(2) 水質調査結果（定期調査）	資3-3



(3) 水質調査結果 (通日調査) .....	資3-7
(4) 水質調査結果 (健康項目) .....	資3-11
4. 水底の底質	
(1) 底質調査結果 .....	資4-1
5. 騒音	
(1) 環境騒音測定結果 .....	資5-1
(2) 道路交通騒音測定結果 .....	資5-4
(3) 交通量調査結果 .....	資5-10
(4) 施工時における資材等運搬車両等の交通量 .....	資5-18
(5) 供用時における廃棄物搬入車両等の交通量 .....	資5-20
6. 振動	
(1) 道路交通振動測定結果 .....	資6-1
(2) 地盤卓越振動数測定結果 .....	資6-7
(3) 施工時における資材等運搬車両等の交通量 .....	資6-13
(4) 供用時における廃棄物搬入車両等の交通量 .....	資6-15
7. 地形及び地質等	
(1) 試坑調査結果 .....	資7-1
(2) 検土杖調査結果 .....	資7-2
(3) ボーリング柱状図 .....	資7-6
(4) 安定計算 .....	資7-19

## 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

### 1-1 事業者の名称

新井総合施設株式会社

### 1-2 代表者の氏名

代表取締役 新井 隆太

### 1-3 主たる事務所の所在地

千葉県君津市怒田字花立643番地1

## 2章 対象事業の名称、目的及び内容

### 2-1 対象事業の名称

君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業  
(以下、「増設事業」という。)

### 2-2 対象事業の目的

#### 1. 事業の目的

新井総合施設株式会社は、平成13年3月に産業廃棄物処理施設設置許可及び林地開発許可を取得し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従って公害の発生しない安全な最新技術を駆使した管理型最終処分場を建設した。平成16年3月に施設は完成し、「君津環境整備センター」として同年4月より運営している。また、事業の継続のため、第Ⅱ埋立地の建設を計画し、千葉県環境影響評価条例の手続きを経て、平成22年3月に産業廃棄物処理施設設置変更許可及び林地開発変更許可を取得し、平成22年12月より建設工事に着手し、平成25年1月より埋立を開始している。

しかしながら、第Ⅱ埋立地の埋立残余量を勘案し、さらなる埋立量の確保を目指して増設事業を計画した。

#### 2. 事業実施に当たっての環境配慮方針

対象事業実施区域周辺は自然環境豊かな地域であり、御腹川の河川水は農業用水として利用され下流の小櫃川には水道水源があること、また、近年は記録的な豪雨が増えてきていることから、増設事業を実施するに当たっては、自然環境、水環境の保全に配慮しながら事業を進めることとする。さらには、これまでの既存施設の運営において経験したことを踏まえ、より安全な施設を建設し、環境の保全を図る。

##### ○自然環境の保全

- ・残置森林面積をできるだけ確保するとともに、連続した緑地とする。
- ・増設埋立用地の一部は既存の覆土置場を利用することにより自然環境の改変区域の低減を図る。
- ・埋立地や盛土等の緑化においては、周辺の植生（スダジイ林、コナラ林）に配慮し、これらの構成種を植栽することにより、埋立完了後既設の埋立地を含め埋立地等がこれらの林と一体となった森林にできる限り復元するよう配慮する。
- ・御腹川最上流部の水域生態系に配慮するため脱塩施設を整備する。

##### ○水環境の保全

- ・貯留構造物背面、埋立地法面小段部、埋立地底面の排水機能を強化することにより埋立層内に浸出水が滞留することを防止し、埋立層内の準好気性環境を維持する。
- ・浸出水処理施設を設置し、「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」及び「君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例」に

基づく排水基準値以下に浸出水を処理するとともに、「公共用水域における水質の汚濁に係る環境基準」を遵守するように排水濃度を設定する。

- ・農業用水の利用がある地点では、「千葉県が示す水稻の生育に対する水質汚濁の目安」を守ることを基本とし、水稻の生育等に対する影響が生じないように、灌漑期は放流量を減量調整する（詳細は、資料編「1. 事業計画（2）怒田橋での灌漑期における農業用水としての河川水質保全マニュアル策定の考え方（p. 資 1-23～39）」に記載。）。

## ○安全な施設の建設

### [埋立地内保有水対策]

保有水の漏水を防ぐ対策の基本は、埋立地に保有水を貯留しないことである。

第Ⅰ埋立地の保有水の滞水による溢水を生じさせたことを踏まえ、第Ⅱ埋立地では、埋立地内の排水機能を強化し、保有水の場内での滞留を防ぎ、水位上昇が生じないように以下に示す改善策を講じた。増設事業は、その改善策を継承するとともに更なる改善策を講ずる計画である。

### [第Ⅱ埋立地の排水機能の改善内容]

- ・浸出水集排水管本管の口径の拡大（φ600→φ1000）
- ・埋立地中段集排水管（4層毎）及び豎型集排水管の設置
- ・上堰堤の埋立地側の保有水を排水するための集排水管の設置
- ・改善策の効果を確認（保有水の水収支計算及び保有水の水位の確認：埋立開始時から平成28年3月まで保有水の水収支計算を行った。その結果、保有水の貯留量は実際に埋立てた容積の約10%で推移している。）

### [第Ⅲ埋立地の集排水機能の強化策]

第Ⅲ埋立地では、第Ⅱ埋立地で効果を確認した改善策を継承する。

さらに、以下に示す排水機能の強化策を講ずる。

- ・埋立地内の底面（最下層）に砂を敷き全面透水層とする。
- ・第Ⅲ-2埋立地は、浸出水集排水管の幹線を複数ルートとする。
- ・埋立管理に際し、貯留構造物背面に布団を積み重ね、排水機能を強化する。
- ・埋立地小段部には、固定工（小段排水路兼用）を設置し、埋立が進捗し浸出水量抑制のための役割を終えたあとは、浸出水集排水機能確保のため、集排水管及びフィルター層（あるいは小段排水路に集排水管）を設置し、埋立地中段集排水管及び豎型集排水管に接続する。
- ・埋立地内の各排水施設は、極力鉛直方向に排水機能が連続するよう設置する。
- ・浸出水集水ピットと地下水集水ピットは構造を分離して設置する。

### 3. 事業の経緯

これまでの千葉県環境影響評価条例の手続きは、以下のとおりである。

#### 「千葉県環境影響評価条例の手続きの経緯」

##### (君津環境整備センター増設事業)

- ① 事業計画概要書の公告・縦覧
  - ・送付：平成 18 年 5 月 11 日
  - ・公告：平成 18 年 6 月 2 日
  - ・縦覧：平成 18 年 6 月 2 日～7 月 31 日
- ② 方法書の公告・縦覧
  - ・送付：平成 18 年 7 月 3 日
  - ・公告：平成 18 年 8 月 1 日
  - ・縦覧：平成 18 年 8 月 1 日～8 月 30 日
- ③ 準備書の公告・縦覧
  - ・送付：平成 20 年 5 月 15 日
  - ・公告：平成 20 年 6 月 6 日
  - ・縦覧：平成 20 年 6 月 6 日～7 月 7 日
- ④ 評価書の公告・縦覧
  - ・送付：平成 21 年 5 月 26 日
  - ・公告：平成 21 年 7 月 3 日
  - ・縦覧：平成 21 年 7 月 3 日～7 月 17 日
- ⑤ 工事の着手
  - ・着手：平成 23 年 2 月 4 日
- ⑥ 工事の完了
  - ・完了：平成 24 年 10 月 31 日
- ⑦ その他
  - ・対象事業変更届：平成 23 年 10 月 27 日
  - ・対象事業変更届：平成 24 年 10 月 26 日

##### (君津環境整備センター-第Ⅲ期増設事業)

- ① 事業計画概要書の公告・縦覧
  - ・送付：平成 26 年 4 月 10 日
  - ・公告：平成 26 年 6 月 3 日
  - ・縦覧：平成 26 年 6 月 3 日～6 月 30 日
- ② 方法書の公告・縦覧
  - ・送付：平成 26 年 5 月 30 日
  - ・公告：平成 26 年 7 月 1 日
  - ・縦覧：平成 26 年 7 月 1 日～7 月 30 日
- ③ 準備書の公告・縦覧
  - ・送付：平成 27 年 7 月 28 日
  - ・公告：平成 27 年 9 月 1 日
  - ・縦覧：平成 27 年 9 月 1 日～9 月 30 日

## 2-3 対象事業の内容

### 1. 対象事業の種類の詳細

産業廃棄物最終処分場の規模の変更

### 2. 対象事業実施区域の位置

千葉県君津市怒田字花立及び字広野並びに坂畑字花立の各一部  
(図2-3-2.1 対象事業実施区域 参照)

### 3. 対象事業の規模

埋立処分面積：増設 8.3 ha  
既設 8.8 ha  
全体 17.1 ha

埋立容量：増設 221万 m<sup>3</sup>  
既設 200万 m<sup>3</sup>  
全体 421万 m<sup>3</sup>

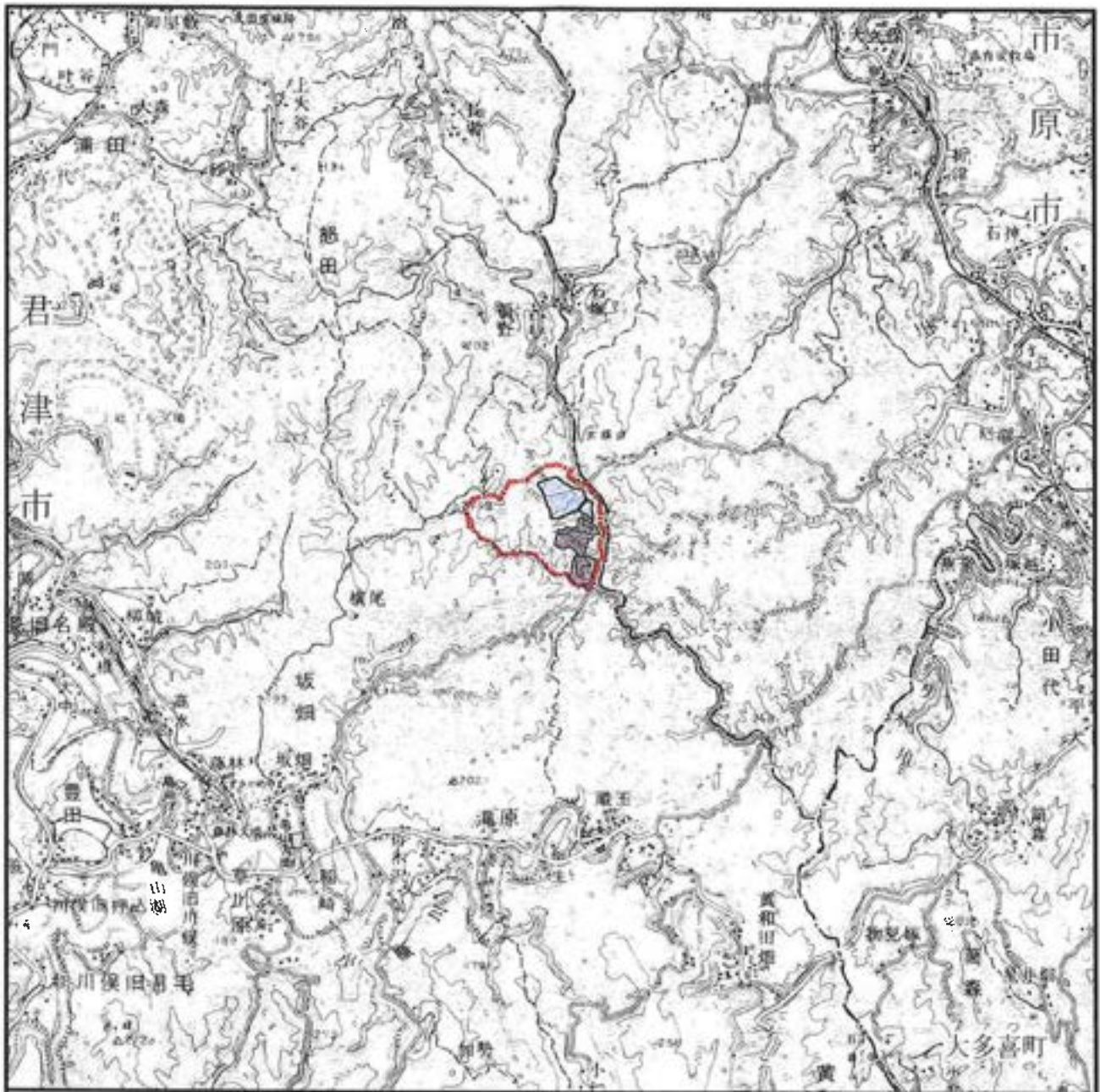
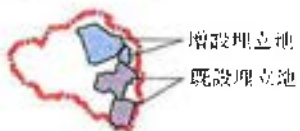


図2-3-2.1 対象事業実施区域

対象事業実施区域



1 : 50,000



#### 4. その他対象事業の内容に関する事項

##### (1) 事業計画概要

本事業計画の概要は表2-3-4.1に示すとおりであり、埋立面積は、既設の8.8ha(容量200万 $m^3$ )に加えて8.3ha(容量221万 $m^3$ )の増設を目指すものである。

なお、第Ⅱ埋立地は、平成25年1月から埋立を開始しており、増設事業は第Ⅲ-1埋立地、第Ⅲ-2埋立地を並行して整備するが、第Ⅲ-2埋立地の工事に約5年を要する見込みであるので、先に整備を終える第Ⅲ-1埋立地の供用を開始し、追って第Ⅲ-2埋立地を供用することとした。第Ⅲ-2埋立地は、第Ⅲ-2-1工区と第Ⅲ-2-2工区に区分して完成させる。第Ⅱ埋立地との併用期間を考え、事業の継続性を確保することとした。

表2-3-4.1 事業計画概要

事業目的	管理型最終処分場の増設	受入廃棄物	千葉県内及び首都圏等で発生する廃棄物		
事業実施場所	君津市怒田字花立及び字広野並びに坂畑字花立の各一部	用途目的	無指定山林		
施設の概要					
項目		全体	既設	増設	備考
①事業区域面積		60.7ha	20.5ha	40.2ha	
②埋立地面積		17.1ha	8.8ha	8.3ha*	既設2施設 (第Ⅰ、第Ⅱ埋立地)
③埋立容量		421万 $m^3$	200万 $m^3$	221万 $m^3$ *	増設2施設 (第Ⅲ-1、第Ⅲ-2埋立地)
④管理施設 (既設)	管理棟	1棟	1棟	—	
	トラックスケール	1基	1基	—	
	洗車場	1基	1基	—	
⑤浸出水処理施設		3施設	2施設	1施設	
⑥浸出水調整槽		3槽	2槽	1槽	
⑦道路	管理用道路	2,829m	939m	1,890m	
⑧防災調整池		4施設	1施設	3施設	

\*第Ⅲ-1埋立地(1.0ha、10万 $m^3$ )と第Ⅲ-2埋立地(7.3ha、第Ⅲ-2-1工区:19万 $m^3$ 、第Ⅲ-2-2工区:192万 $m^3$ 、計211万 $m^3$ )の合計で表示している。

\*第Ⅲ-2-1埋立地は増設浸出水処理施設を完成させて供用を開始する。



(2) 土地利用計画

本事業計画の土地利用計画は表2-3-4.2(1)、(2)及び図2-3-4.1(1)、(2)に示すとおりである。

なお、既存施設の土地利用状況は、図2-3-4.2に示すとおりである。

表2-3-4.2(1) 土地利用計画表(埋立前)

名 称		既存施設		増設後		増減 (㎡)
		面積(㎡)	比率(%)	面積(㎡)	比率(%)	
処分場	埋立地	87,800	43	171,200	28	+83,400
	管理施設(管理棟等)	3,900	2	3,900	1	0
	浸出水処理施設 (調整槽、水処理棟)	7,300	4	12,600	2	+5,300
	防災調整池	5,400	3	12,500	2	+7,100
	管理用道路・擁壁等	10,700	5	30,500	5	+19,800
小 計		115,100	56	230,700	38	+115,600
覆上置場		29,600	14	70,900	12	+41,300
緑地	造成森林	8,900	5	30,900	5	+22,000
	造成緑地	6,100	2	33,400	5	+27,300
	小 計	15,000	7	64,300	10	+49,300
開発区域		159,700	78	365,900	60	+206,200
残置森林		44,800	22	241,000	40	+196,200
事業区域		204,500	100	606,900	100	+402,400

注) 開発区域の面積は「事業区域」-「残置森林」の面積

表2-3-4.2(2) 土地利用計画表(埋立後)

名 称		既存施設		増設後		増減 (㎡)
		面積(㎡)	比率(%)	面積(㎡)	比率(%)	
処分場	管理施設(管理棟等)	3,900	2	3,900	1	0
	浸出水処理施設 (調整槽、水処理棟)	7,300	4	12,600	2	+5,300
	防災調整池	5,400	3	12,500	2	+7,100
	管理用道路・擁壁等	15,800	8	46,900	8	+31,100
小 計		32,400	16	75,900	13	+43,500
緑地	造成森林	121,200	59	256,900	42	+135,700
	造成緑地	6,100	2	33,100	5	+27,000
	小 計	127,300	62	290,000	47	+162,700
開発区域		159,700	78	365,900	60	+206,200
残置森林		44,800	22	241,000	40	+196,200
事業区域		204,500	100	606,900	100	+402,400

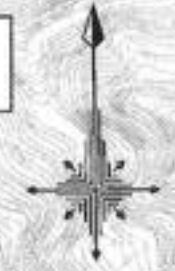
注) 開発区域の面積は「事業区域」-「残置森林」の面積

※第1埋立地(既設)は改善を行っている平成28年時点の状態で計画





図2-3-4.1(1) 土地利用計画図(埋立前)



S=1:4,000

- - - - - 対象事業実施区域
- · - · - 既存施設敷地内で開発する区域
- - - - - 既存施設敷地境界

土地利用		
名称	色区分	
処分場	埋立地	
	管理施設	
	浸出水処理施設	
	防災調整池	
	管理用道路・擁壁等	
緑地	造成森林	
	造成緑地	
	残置森林	

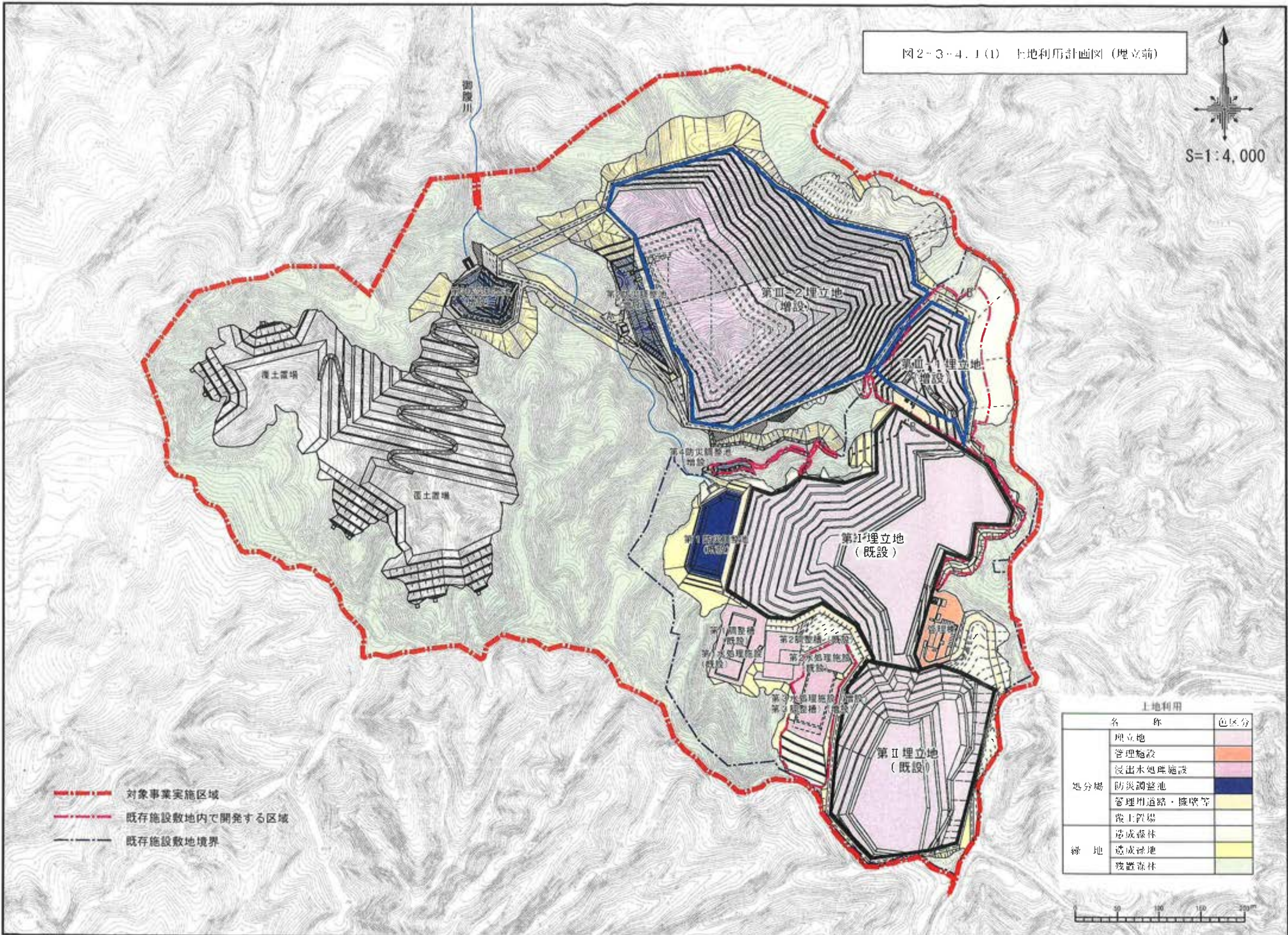
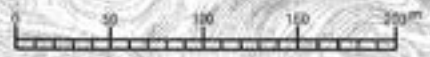
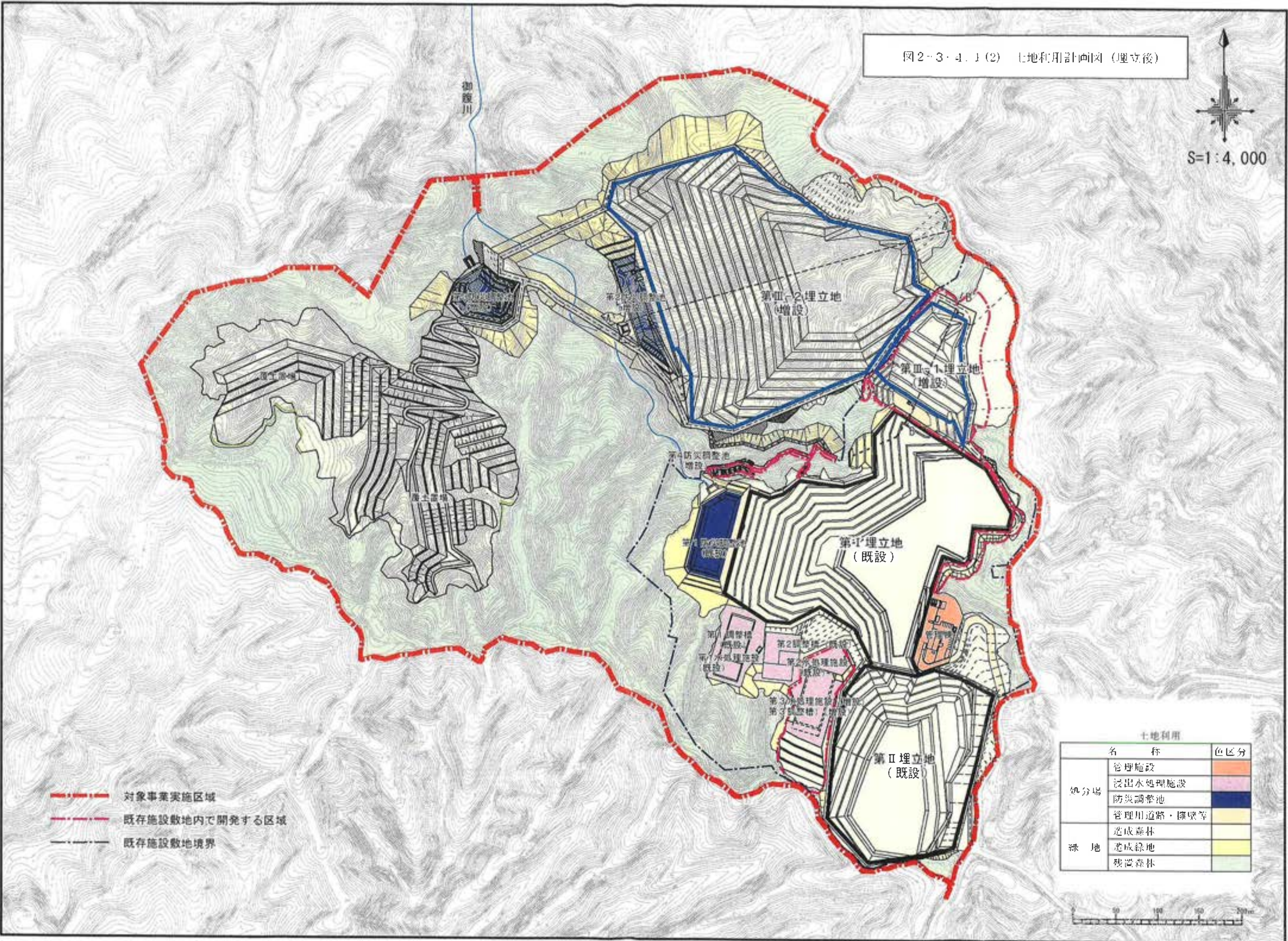
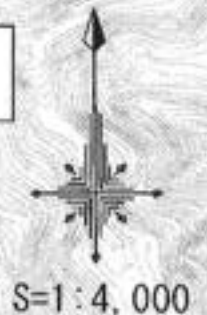




図2-3-4.1(2) 土地利用計画図(埋立後)



- 対象事業実施区域
- 既存施設敷地内で開発する区域
- 既存施設敷地境界

土地利用		
名	称	色区分
処分場	谷埋施設	■
	浸出水処理施設	■
	防災調整池	■
	管理用道路・擁壁等	■
緑地	造成森林	■
	造成緑地	■
	残置森林	■

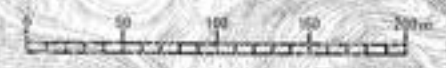
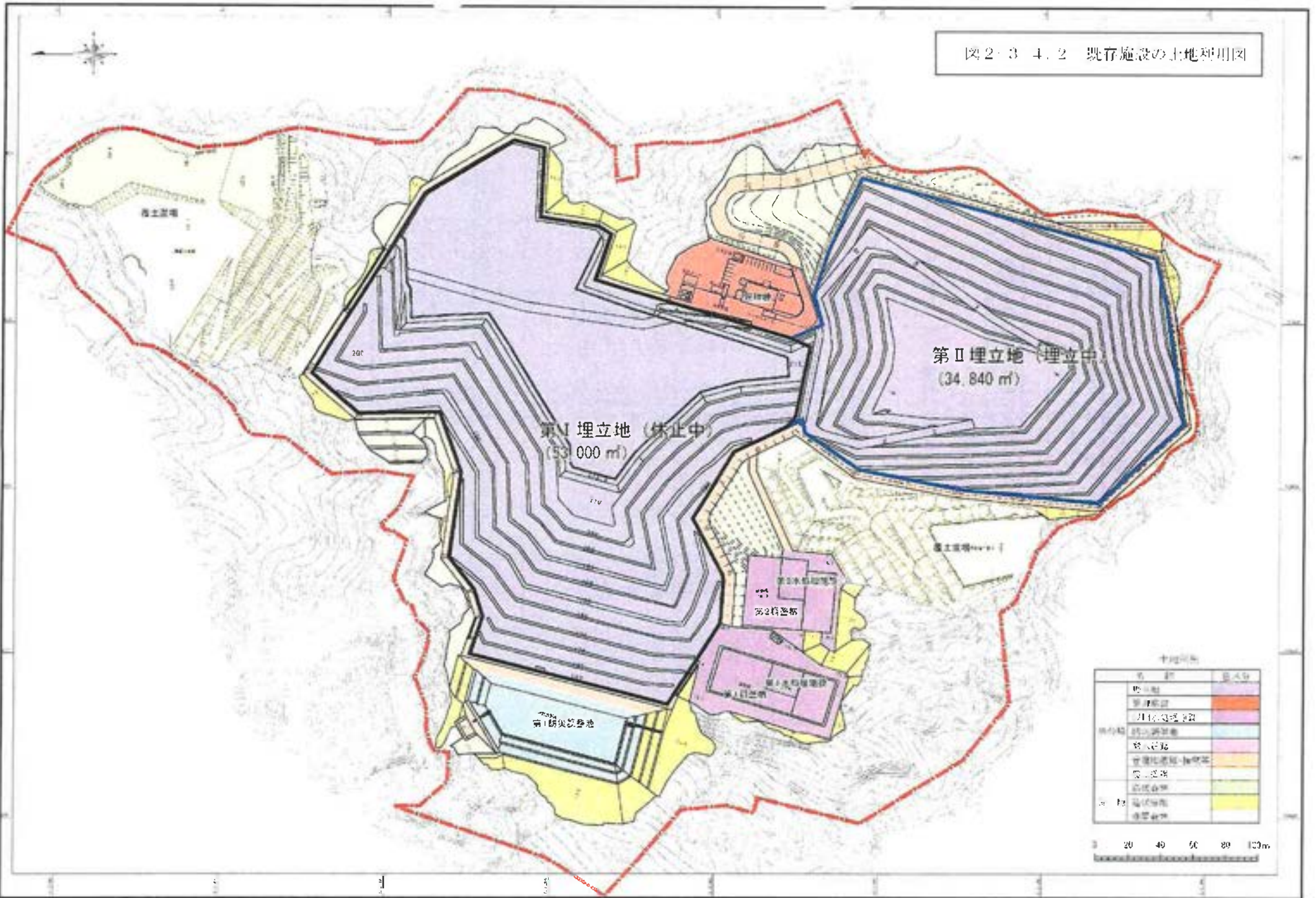




図2-3-4.2 既存施設の土地利用図



(3) 埋立計画

ア. 埋立容量及び埋立年数

増設による埋立容量及び埋立年数は表 2-3-4.3 に示すとおりである。

表 2-3-4.3 埋立容量及び埋立年数

項目	全体	既設	増設
埋立容量 (万 m <sup>3</sup> )	421	200	221 <sup>注1)</sup>
埋立年数 (年)	40	16	26

注1) 第Ⅲ-1埋立地 (1.0ha、10万 m<sup>3</sup>) と第Ⅲ-2埋立地 (7.3ha、第Ⅲ-2-1工区：19万 m<sup>3</sup>、第Ⅲ-2-2工区 192万 m<sup>3</sup>、計 211万 m<sup>3</sup>) の合計で表示している。

注2) 埋立年数は、既設と増設の併用期間がある。

なお、既存施設における埋立開始後の埋立実績は表 2-3-4.4 に示すとおりである。

表 2-3-4.4 既存施設の埋立実績

埋立地	年度	廃棄物		中間覆土		土壌堤		合計	
		累計実績 (m <sup>3</sup> )	割合 (%)	累計実績 (m <sup>3</sup> )	割合 (%)	累計実績 (m <sup>3</sup> )	割合 (%)	累計実績 (m <sup>3</sup> )	割合 (%)
第Ⅰ	H16	30,964	4.3	7,894	4.5	0	0.0	38,858	3.6
	H17	112,309	15.6	25,818	14.8	14,337	8.1	152,464	14.3
	H18	185,113	25.8	44,142	25.4	29,214	16.3	258,469	24.2
	H19	264,628	36.9	67,465	38.8	45,837	25.9	377,930	35.4
	H20	337,018	46.9	85,136	48.9	62,870	35.5	485,024	45.4
	H21	410,423	57.2	103,426	59.5	76,930	43.4	590,779	55.3
	H22	510,140	71.1	129,816	74.6	94,603	53.4	734,559	68.7
	H23	639,185	89.0	169,789	97.6	128,848	72.7	937,822	87.7
	H24	-	-	-	-	-	-	-	-
	H25	-	-	-	-	-	-	-	-
	H26	-	-	-	-	-	-	-	-
	計画		717,926	100.0	173,956	100.0	177,191	100.0	1,069,073
第Ⅱ	H24	18,637	2.8	5,030	2.7	0	0.0	23,667	2.5
	H25	149,313	22.5	34,267	18.5	1,485	1.7	185,065	19.8
	H26	281,439	42.4	73,698	39.8	12,354	14.5	367,491	39.4
	計画	663,116	100.0	184,737	100.0	85,334	100.0	933,187	100.0
合計	H26	920,624	66.6	243,487	67.8	141,202	53.8	1,305,313	65.2
	計画	1,381,042	100.0	358,693	100.0	262,525	100.0	2,002,260	100.0

イ. 埋立対象廃棄物

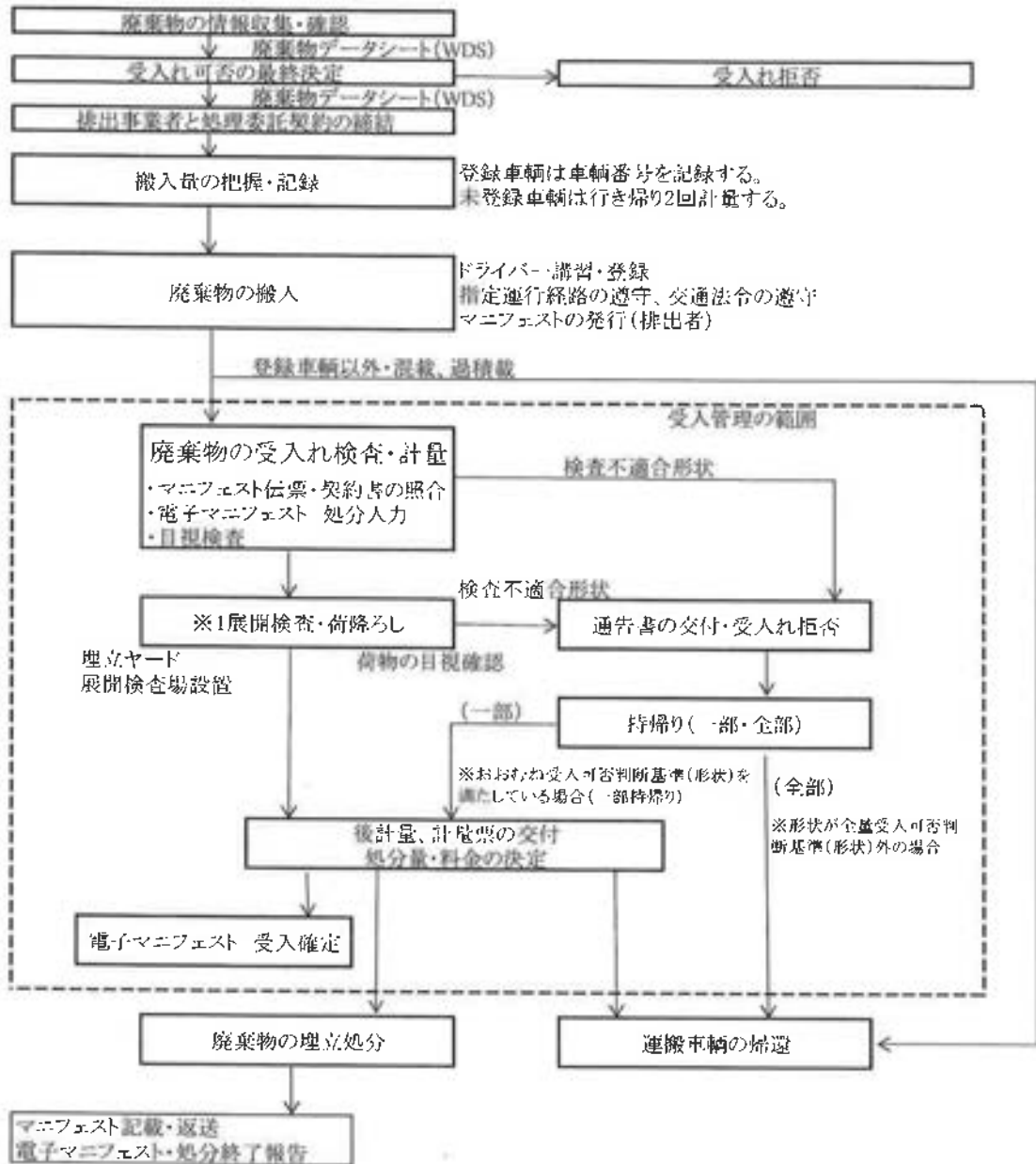
埋立対象物は下記のとおりであり、既存施設と同様である。

- ①燃え殻、②ばいじん、③汚泥、④廃プラスチック類、⑤紙くず、⑥木くず、⑦繊維くず、⑧ゴムくず、⑨金属くず、⑩動植物性残渣、⑪ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑫鉱さい、⑬がれき類、⑭13号廃棄物(施行令第2条第1項)

注) 13号廃棄物：汚泥等のコンクリート固化物など、産業廃棄物を処分するために処理したもの

ウ. 埋立対象廃棄物の受入システム

既存施設では、廃棄物は図2-3-4.3に示すシステムで受け入れており、3段階のチェックを行い、表2-3-4.5に示す受入基準により有害物質等の埋立不適物の除外を行っている。増設後も同様のシステムで運用していく予定である。



※1 展開検査について

展開検査を行う品目は、廃プラスチック及び廃プラスチックを含む混合廃棄物であり、排出業者で粉砕したもの（シュレッターダスト）は、除く。

搬入車両は、他の車両と干渉しない指定した場所で荷降ろしし、廃棄物をバックホウにて敷均して行う。

また、この間の搬入車両は場内で待機させる。（概ね20分程度）

受入れの可否判断基準（形状）外と思われる廃棄物が確認された場合は、センター長及び施設管理担当者が確認する。基準外と判断した場合は、通告書に内容を記載し交付して受入れ拒否とし廃棄物を営業時間以内に持帰りさせる。

引火、発火性の廃棄物については、廃棄物データシート（WDS）と営業部から排出業者の情報等により事前に処分の作業員に認知させ火災予防（消火器持参等）を徹底する。

図2-3-4.3 受入管理システム



表 2 3-4.5 廃棄物の受入基準

受け入れる品目(14種類)		
番号	種類	受入れ基準
1	燃え殻	1 熱しやく減量 10%以下であること。 2 火気を帯びていないこと。 3 飛散防止措置が講じられていること。
2	汚泥	1 含水率が概ね 85%以下であること。 2 腐敗等により著しい悪臭が発生しないこと。
3	鉱さい	1 最大径が概ね 50 cm以下であること。 2 火気を帯びていないこと。 3 飛散防止措置が講じられていること。
4	紙くず	1 容易に燃やせるものは受入れない。 2 最大径が概ね 30cm であること。(ただし、本巻は除く) 3 本巻は裁断しないものに限る。
5	繊維くず	
6	木くず	1 容易に燃やせるものは受入れない。 2 最大径が概ね 50cm であること。
7	ばいじん	1 飛散防止措置が講じられていること。
8	廃プラスチック類 *	1 最大径が概ね 15cm 以下であること。 2 中空の状態でないこと。
9	ゴムくず	
10	金属くず	1 最大径が概ね 30cm 以下であること。 2 中空の状態でないこと。
11	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず *	
12	動植物性残渣	1 焼却その他中間処理が容易なものは受入れない。
13	がれき類*	1 最大径が概ね 50cm であること。 2 木片等を含まないこと。
14	13号廃棄物	1 飛散防止措置が講じられていること。

注 1) ※は石棉含有廃棄物を含む。  
 注 2) 飛散防止措置とは、飛散しないように適度な湿潤状態にあること。  
 ただし、以下の条件にあてはまる廃棄物は受入れない。  
 ① 次ページ表 2 3 4.6 の基準値を超える物質を含む廃棄物  
 ② 放射能濃度が 8,000Bq/kg を超える廃棄物  
 ③ 腐敗性の高い廃棄物  
 ④ 特別管理廃棄物  
 ⑤ 特定有害廃棄物  
 ⑥ ドラム缶等の容器に入った廃棄物(但し搬入者が展開し、容器を持帰る場合を除く)  
 ⑦ アンモニア濃度が 200ppm を超える廃棄物  
 (アンモニア濃度の測定は、作業員が強いアンモニア臭気を感じた際、アンモニア検知器を使用し  
 測定、200ppm を超えた場合搬入を停止する。)  
 ⑧ その他、荷姿、形状、性状、混合など、係員が受入れできないと判断したもの



表 2-3-4.6 受入廃棄物の有害物質等分析項目

項目		種類	汚泥	燃え殻	ばいじん	鉱さい	13号 廃棄物	埋立処分基準値	
分析項目	溶出試験	1	アルキル水銀化合物	○	○	○	○	○	検出されないこと
			水銀又はその化合物	○	○	○	○	○	0.005 mg/L 以下
		2	カドミウム又はその化合物	○	○	○	○	○	0.09 mg/L 以下
		3	鉛又はその化合物	○	○	○	○	○	0.3 mg/L 以下
		4	有機燐化合物	○				○	1 mg/L 以下
		5	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	1.5 mg/L 以下
		6	砒素又はその化合物	○	○	○	○	○	0.3 mg/L 以下
		7	シアン化合物	○				○	1 mg/L 以下
		8	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	○	○	○		○	0.003 mg/L 以下
		9	トリクロロエチレン	○				○	0.1 mg/L 以下
		10	テトラクロロエチレン	○				○	0.1 mg/L 以下
		11	ジクロロメタン	○				○	0.2 mg/L 以下
		12	四塩化炭素	○				○	0.02 mg/L 以下
		13	1,2-ジクロロエタン	○				○	0.04 mg/L 以下
		14	1,1-ジクロロエチレン	○				○	1 mg/L 以下
		15	シス-1,2-ジクロロエチレン	○				○	0.4 mg/L 以下
		16	1,1,1-トリクロロエタン	○				○	3 mg/L 以下
		17	1,1,2-トリクロロエタン	○				○	0.06 mg/L 以下
		18	1,3-ジクロロプロペン	○				○	0.02 mg/L 以下
		19	チウラム	○				○	0.06 mg/L 以下
		20	シマジン	○				○	0.03 mg/L 以下
		21	チオベンカルブ	○				○	0.2 mg/L 以下
		22	ベンゼン	○				○	0.1 mg/L 以下
		23	セレン又はその化合物	○	○	○	○	○	0.3 mg/L 以下
24	1,4-ジオキサン	○	○	○		○	0.5 mg/L 以下		
分析項目	含有試験	25	pH	○				○	2.1~12.4
		26	含水量	○				○	おおむね 85% 以下
		27	熱しゃく減量	○	○			○	—
		28	ダイオキシン類	○	○	○		○	3 ng-TEQ/g 以下

注) 1. 検出方法

- ・溶出試験については環境省告示第 13 号に、含有試験は環境省水質保全局、底質調査方法によること。
- ・含有試験で不検出であった項目については溶出試験を行わなくともよい。
- ・燃え殻について熱しゃく減量が 10% 以下であること。
- ・水銀又はその化合物が不検出であったものについては、アルキル水銀化合物の分析試験を行わなくともよい。
- ・ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。
- ・判断基準については、試料 1g に付き 3ng 以下（または、試料 1L に付き 100pg 以下）であること。
- ・ダイオキシン類に関しては、「金属を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年二月十七日総理府令第五号）」に該当しないものについては、分析を行う対象としない。
- ・継続管理として、3ヵ月に 1 回以上（ダイオキシン類は年 1 回以上）、当社は分析検査を行う。
- ただし、当該分析検査は、排出事業者の分析検査結果を入手し、これを 1 月、4 月、7 月、10 月の各月確認することに替える。

2. 発生工程、使用原料等から上記廃棄物以外に、有害物質が含まれている産業廃棄物については追加して行う。

## エ. 廃棄物搬入車両台数及び走行ルート

廃棄物搬入車両の走行ルートは、図2-3-4.4に示すとおりであり、現在の利用道路と同様、3ルートを予定している。

各ルートの搬入台数についても現在と同様であり、国道465号より林道戸面蔵玉線を経て林道大福山線を使用するルートは、1日の搬入台数を50台（往復100台、総重量20t/台）以下とし、主要地方道大多喜君津線-市原市道85号線・君津市道・林道大福山線を使用するルートは、1日の搬入台数を25台（往復50台、総重量20t/台）以下とする。また、林道坂畑線は両ルートの退出路として1日最大50台走行する。

運行時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

林道や市道は幅員が狭く、大型車両のすれ違いができない場所があることから、林道入口、中間点、処分場入口に誘導員を配置し、適切な交通処理を行う。

また、定期的に道路点検を実施し、維持管理に努める。必要に応じ使用道路の管理者と協議し、適宜補修を行う。

## オ. 埋立工法

増設事業での埋立構造は、図2-3-4.5に示すように、浸出水集排水管（通気管）が大気開放されている準好気性埋立構造とする。

準好気性埋立構造の要点は、埋立地内に縦横に張り巡らされた排水管により埋立地内部の水分を排除することと、埋立地の中で発生したガスを大気中に拡散することの2点である。

増設事業では、浸出水集排水管をφ1,000mmの大口径管とし、支線はφ300mmとする。管理用堅坑や堅型集排水管の整備などにより、準好気性構造の根幹をなす浸出水集排水管での自然通気構造の維持のほか、埋立地中段集排水管、堅型集排水管及びガス抜き管を接続し、速やかな排水と空気の流通機能が確保できるよう配慮している。

なお、埋立は、図2-3-4.6に示すように、埋立廃棄物を上堰堤、中間覆土及び最終覆土で覆うサンドイッチ工法により仕上げる。廃棄物の飛散防止、悪臭防止、ハエ、ネズミ等の発生防止のため、即日覆土を行う。（ただし、埋立終了時に次の埋立を開始するまでの間において、気象予報により風速が5.5m/秒（和風\*程度）を超えない場合、連続降雨のある場合には飛散・悪臭の防止が必要ないと判断して行わないこともある。用いる気象予報の地区は「君津市怒田」とする。※和風…ビューフォードの風力階級の4に相当する砂埃が立ったり、小さなゴミや落ち葉が宙に舞ったりする。）

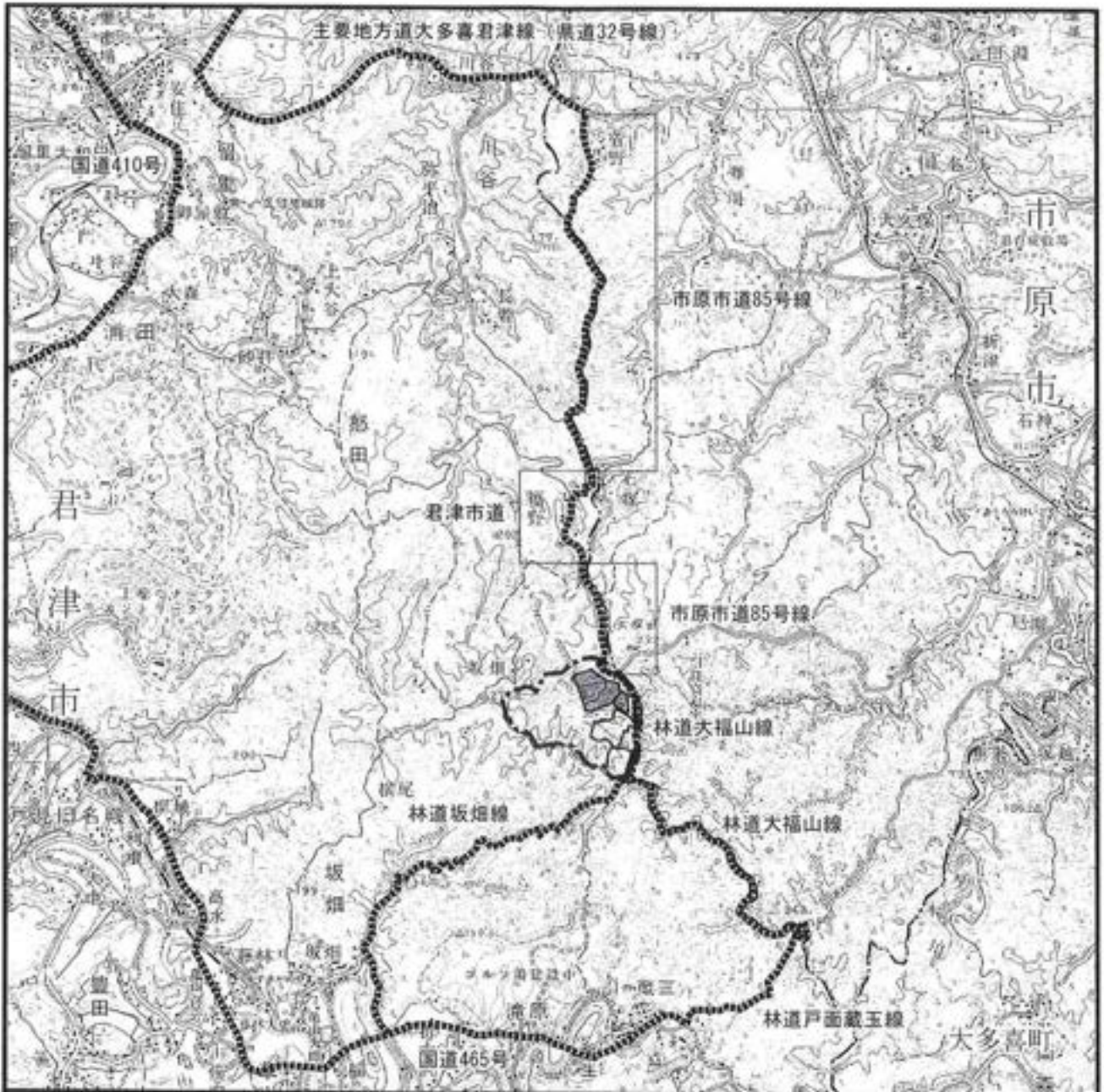
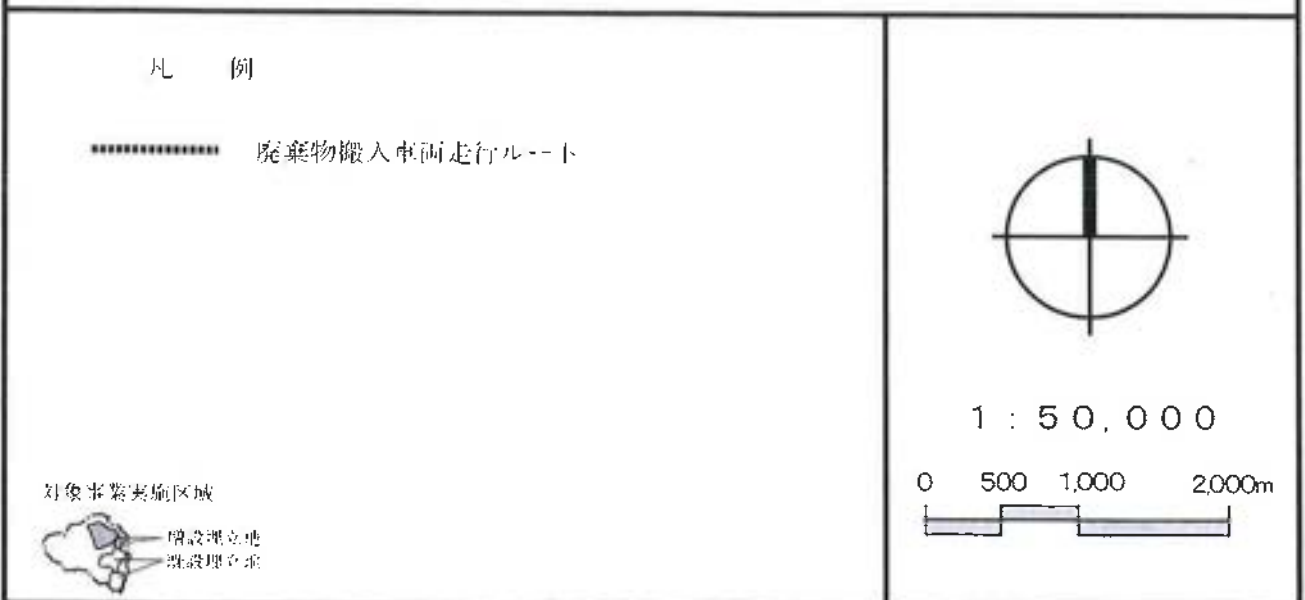


図2-3 4.4 廃棄物搬入車両走行ルート位置図



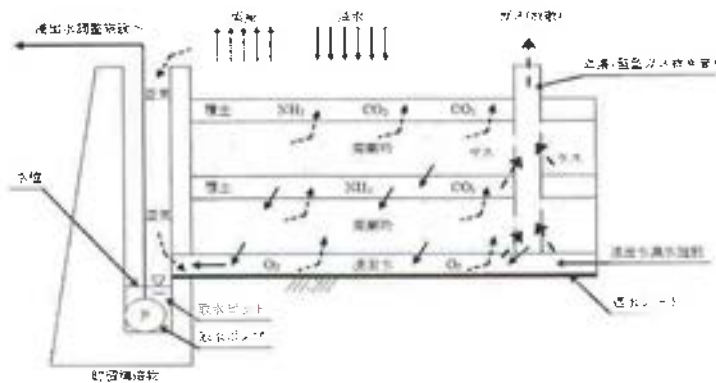


図 2-3-4.5 準好気性埋立構造

カ. 埋立作業

(ア) 土堰堤

埋立法面は、図 2-3-4.6 に示すように埋立の進捗に応じ、土堰堤を築造し段階的に施工する。土堰堤内側については、法面・底面ともに二重の遮水シートを敷設する構造とし、浸出水の外部への滲出を防止するとともに雨水の埋立地内への浸透を防止する。また、土堰堤は管理用道路面より高く嵩上げするが、法戻は管理用道路面よりも低くするものとし、第Ⅱ埋立地同様、固定工の嵩上げなどにより、浸出水の外部への滲出を防止する。

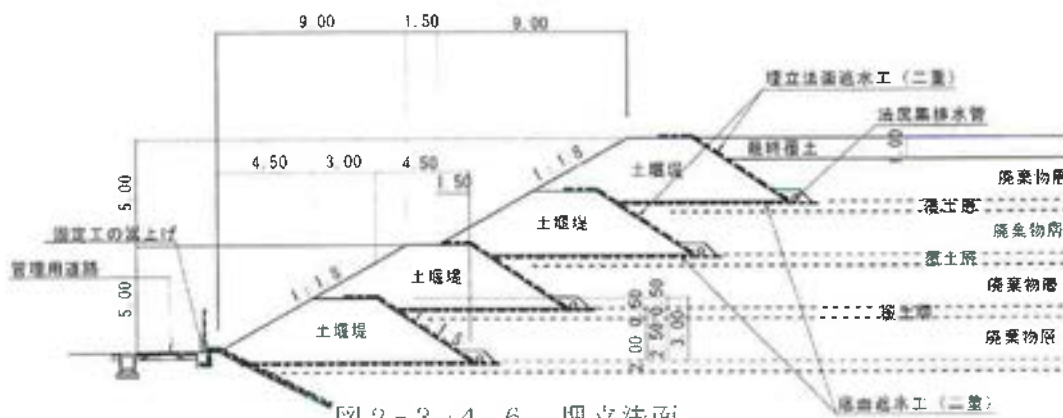


図 2-3-4.6 埋立法面

(イ) 覆土

- 中間覆土：廃棄物厚 2.0m 以下ごとに、覆土厚 0.5m 以上とする。
- 最終覆土：埋立終了後覆土厚 1.0m 以上とする。
- 覆土材：仮置きした造成掘削土等を使用する。

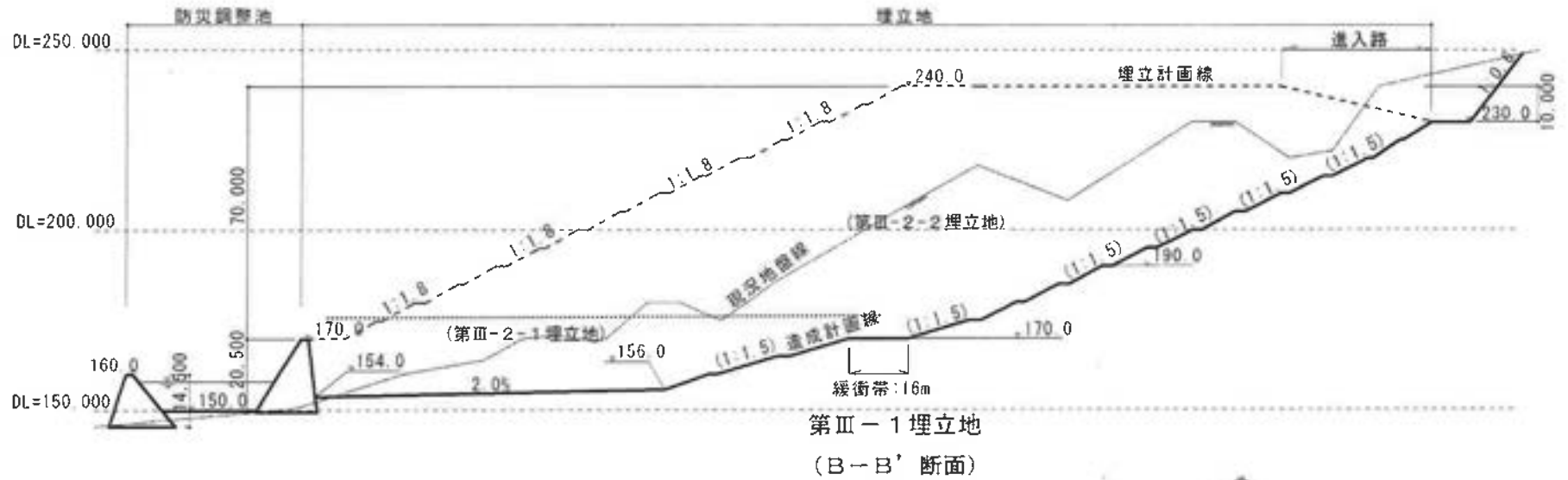
キ. 最終埋立形状

埋立後の最終断面形状は、図 2-3-4.7 に示すとおりである。

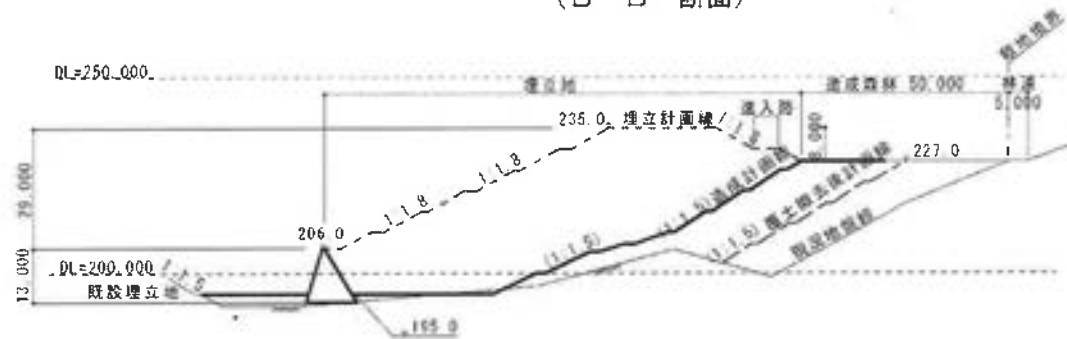
ク. 埋立機械

使用する埋立機械は、増設後も原則として現在と同じ機械、台数を踏まえて計画する。なお、使用する埋立機械はできる限り排出ガス対策型、超低騒音型の機種とする。

第Ⅲ-2埋立地  
(A-A'断面)



第Ⅲ-1埋立地  
(B-B'断面)



注1) 断面の位置は図2-4.1(1)、(2)に示す。  
 注2) 法面上の括弧内の数字はその法面の勾配を示す。  
 図上では断面線が法面に対し斜めに入っているため、  
 見た目の勾配とは異なる。

図2-3-4.7 埋立地標準断面図



ケ. 覆土への汚染土壌使用時の留意点

① 汚染土壌の受入れは、受入事前管理における書面で基準適合の確認を行う。上壌汚染対策法に基づき、第2溶出量基準以下のものを受け入れる。

図2-3-4.8及び表2-3-4.7に示すように、当施設で「汚染土壌」として取り扱うかどうかを排出者の発行する「汚染土壌管理票」により確認する。

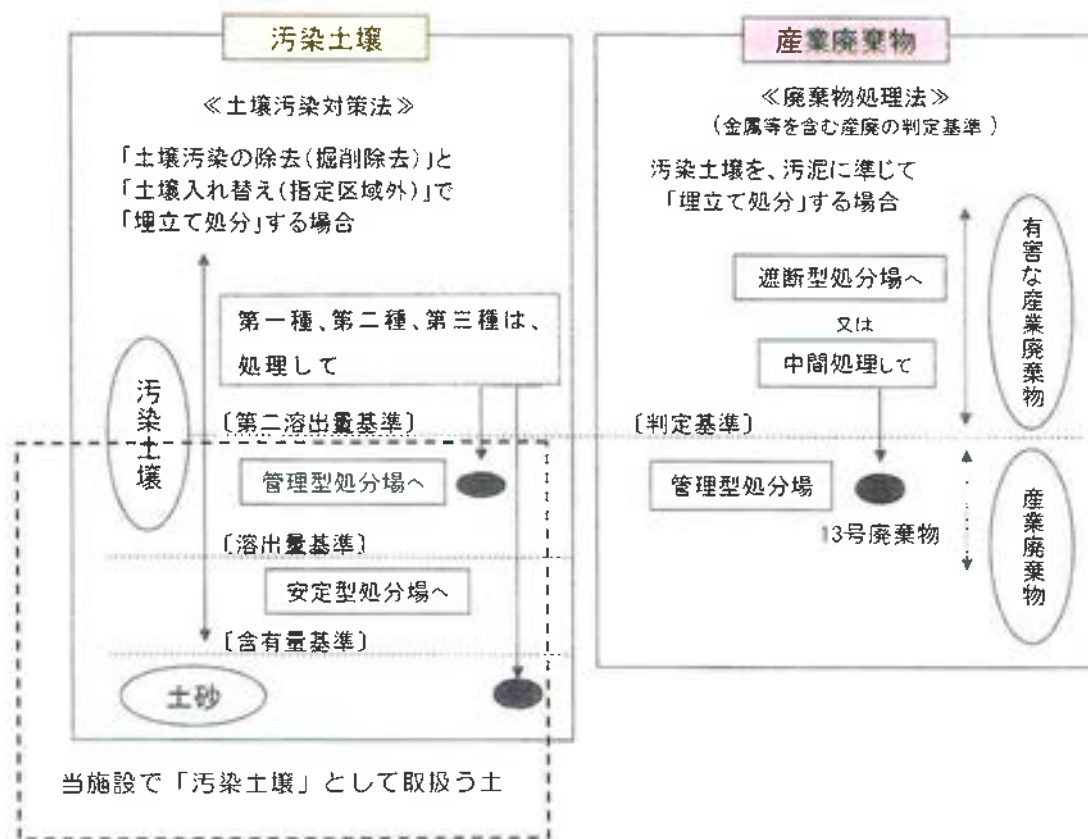


図2-3-4.8 汚染土壌としての取り扱い範囲

② 汚染土壌は、中間覆土材として使用する。一時的な仮置きにあたっては流出・飛散の恐れのない場所に、廃棄物と区別して仮置きする。

表 2-3-4.7 汚染土壌に関する基準値

当施設で「汚染土  
壌」として取扱う  
基準値(上限)

土壌汚染及び廃棄物埋立処分の基準値

種別 試験方法 単位	分類	土 壌 汚 染 対 策 法			廃棄物処理法	
		地下水基準 mg/l	指定基準 含有量試験 mg/kg	溶出試験 mg/l	第2溶出量基準 溶出試験 mg/l	埋立処分判定基準 溶出試験 mg/l
1 トリクロロエチレン	第一種 (揮発性有機化合物)	0.03	—	0.03	0.3	0.3
2 テトラクロロエチレン		0.01	—	0.01	0.1	0.1
3 ジクロロメタン		0.02	—	0.02	0.2	0.2
4 四塩化炭素		0.002	—	0.002	0.02	0.02
5 1,2-ジクロロエタン		0.004	—	0.004	0.04	0.04
6 1,1-ジクロロエチレン		0.1	—	0.1	1	1
7 シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04	—	0.04	0.4	0.4
8 1,1,1-トリクロロエタン		1	—	1	3	3
9 1,1,2-トリクロロエタン		0.006	—	0.006	0.06	0.06
10 1,3-ジクロロプロペン		0.002	—	0.002	0.02	0.02
11 ベンゼン		0.01	—	0.01	0.1	0.1
12 水銀又はその化合物 (アルキル水銀)	第二種 (重金属等)	0.0005	15	0.0005	0.005	0.005
13 カドミウム又はその化合物		不検出	—	不検出	不検出	不検出
14 鉛又はその化合物		0.01	150	0.01	0.3	0.3 ※1
15 六価クロム化合物		0.05	250	0.05	1.5	1.5 ※1
16 砒素又はその化合物		0.01	150	0.01	0.3	0.3 ※1
17 シアン化合物 ※2		不検出	遊離シアン 50	不検出	1	1
18 セレン又はその化合物		0.01	150	0.01	0.3	0.3
19 フッ素		0.8	4000	0.8	24	—
20 ホウ素		1	4000	1	30	—
21 PCB	第三種 (農薬等)	不検出	—	不検出	0.003	0.003
22 有機リン化合物		不検出	—	不検出	1	1
23 チウラム		0.006	—	0.006	0.06	0.06
24 シマジン		0.003	—	0.003	0.03	0.03
25 チオベンカルブ		0.02	—	0.02	0.2	0.2
有機塩素化合物 銅又はその化合物 亜鉛又はその化合物 亜鉛化合物 ベリリウム又はその化合物 クロム又はその化合物 ニッケル又はその化合物 バナジウム又はその化合物 硝酸性窒素、亜硝酸性窒素 及びアンモニウム性窒素						

【土壌汚染】

分類は、土壌汚染対策法における特定有害物質の種類を示す。

注1 地下水基準は、汚染範囲確定のための調査の判定基準及び地下水汚染の判定基準(規則5条第2項第2号)

注2 指定基準は、都道府県知事が「指定区域」として指定する際の基準(規則18条第1項及び第2項関係)

注3 土壌溶出量基準は、地下水経由の観点からの指定基準(現在の土壌環境基準と同じ数値)

注4 土壌含有量基準は、直接摂取の観点からの指定基準(第二種特定有害物質に限り定められている)

注5 第2溶出量基準は、規則24条及び別表第4による。

【廃棄物埋立処分】

注6 埋立処分する廃棄物の種類は、汚泥・燃え殻・ばいじん・鉱さい及びこれらを処分するために処理したものをいう。

燃え殻・ばいじん・鉱さいについては、水銀・カドミウム・鉛・六価クロム・砒素のみが対象となる。

※1 カドミウム・鉛・六価クロム・砒素については、土壌への吸着の可能性が考慮されている。

※2 環境基準においては全シアンに名称変更。

コ. 事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の受入、埋立

(ア) 事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の受入、埋立方針

放射性物質に係る廃棄物の取り扱いについては、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(以下、「放射性物質汚染対処特措法」という。)の規定に基づき、8,000Bq/kg 以下の事故由来の放射性物